

取扱区分：「公開」

令和元年第6回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



令和元年6月10日(月)10時00分

於：周南市役所 2階 周南市シビック交流センター 交流室7

令和元年第6回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年6月10日(月) 午前10時02分～11時40分

2 場 所 周南市役所 2階 周南市シビック交流センター 交流室7

3 会議に付した議案

議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第17号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第18号	農地法第5条の規定による許可申請について	9件
議案第19号	農地転用事業計画変更承認について	1件
議案第20号	平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検 ・評価(案)の承認	1件
議案第21号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案) の認定	1件
議案第22号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地 利用集積について	14件
報告第25号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	2件
報告第26号	非農地証明について	6件
報告第27号	転用制限の例外について	1件

4 出席委員

第1番 藤井 孝君	第2番 田中 榮作君
第3番 高橋 恵君	第5番 秋 貞 啓子君
第6番 徳本 勉君	第7番 山崎 光夫君
第8番 弘中 壽君	第9番 岩田 実君
第10番 藤原 典子君	第11番 松田 孝行君

第12番 林 俊 一 君 第13番 竹 安 昌 巳 君
第14番 歳 光 時 正 君 第15番 原 田 雅 之 君
第16番 笠 井 保 雄 君 (職務代理者)
第17番 西 田 孝 美 君 (会長)

5 欠席委員

第 4 番 佐 伯 伴 章 君

6 関係課

農林課主査 原 田 克 子

7 事務局職員

局 長 山 本 博 彦 次 長 原 田 省 二
次長補佐 時 重 智 一 書 記 松 原 義 孝

<p>事務局長</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、総会の開始前に、議案書の修正が1件ありますので、お願ひいたします。</p> <p>議案書3ページ、「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、2番につきまして、令和元年6月7日、申請者から取下げ書の提出がございましたので、削除をお願ひいたします。</p> <p>また、別紙3にて記載漏れがありましたので、資料の差し替えをお願ひいたします。お詫び申し上げます。</p> <p>それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。</p> <p>本日の総会の出席委員は17名中16名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、第4番佐伯伴章委員の1名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、議長よろしくお願ひいたします。</p> <p>開会（午前10時02分 ～ ）</p>
<p>議長（西田会長）</p>	<p>それでは只今から、令和元年第6回周南市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第1番、藤井孝委員、第10番、藤原典子委員のご両名にお願ひいたします。</p> <p>議事日程第2、議案の審議に入ります。</p> <p>それでは、議案第16号を議題といたします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願ひいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の1ページ、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請に</p>

<p>議長（西田会長）</p> <p>第11番</p> <p>松田 孝行委員</p>	<p>ついて」、1議案2件を、ご説明いたします。</p> <p>番号1、申請地は、周南市大字●●●字●●●の田2筆の2、088平方メートルです。</p> <p>権利移動については、譲渡人が遠隔地で耕作が困難であるため、譲受人は、親戚でもあり、稲作の経営規模拡大、農地保全管理のために譲り受けるものです。</p> <p>次に、取得後の農地は約51アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしています。</p> <p>また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。</p> <p>以上です。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>11番の松田です、これについては、5月31日に譲受人の方と2回ぐらい話をしました。現地も私たちがやっている、中山間の団地の中にあつて、その田を実際に良く知っています。</p> <p>この人は田がいつも遅いので、今年は何とか代掻きまでやっておられて、本人は体の調子、具合が悪いので遅くなっているという話で、本当にどうしてもやれなければ、子供たちに手伝ってもらって必ず守っていくというような、話をされました。</p> <p>譲渡人には、一昨日電話で小野田におられるので、確認をして実際譲渡す方が親戚にあたるそうなので、どうしてもその土地は、私の親族で守るというような話で、その人に譲り渡すことにしたということです。</p> <p>ちょっと心配だったのが、乾燥機までは持っておられないのですが、草刈り機は4台とトラクターとトップカーは揃っていました。</p> <p>後の関係については、今までは農協に出していたのだけど、知り合いが白引きをされるので、そちらへ出す予定だ、と言われてました。</p> <p>いずれにしても、その土地を完全に守ってくださいよ、と言うことについては、確認を取ったので、みなさんご審議の程、よろしくお願ひし</p>
--	---

<p>議長（西田会長）</p>	<p>ます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第16号の1番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第16号2番を議題といたします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>番号2番、申請地は、周南市大字●●●●●字●●●●●に所在する農地の田、1筆の1、761平方メートルです。</p> <p>権利移動については、譲渡人は高齢で耕作が困難であり、譲受人は、畑作の規模拡大を図るため譲り受けるものです。</p> <p>次に、取得後の農地は、約71アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしています。</p> <p>また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（西田会長）</p> <p>第3番</p> <p>高橋 恵委員</p>	<p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>3番高橋です、2番についての補足説明をいたします。</p> <p>6月1日に譲渡人と現地にて確認しました。</p> <p>尚、譲受人とは都合が合わず電話にて確認いたしました。</p> <p>譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、申請地を昨年までは譲受人の両親が水稻を耕作されていましたが、高齢になってきたためと、水の確保が困難な土地であることから、今年からは水稻の耕作することが難しくな</p>

<p>議長（西田会長）</p>	<p>っておりました。</p> <p>そこで、譲受人が申請地を譲り受けることになりました。</p> <p>今後は、申請地の近隣に居住している両親に手伝ってもらいながら、畑として、季節の野菜などを耕作していきたいとのことでした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第16号の2番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第17号を議題とします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>議案書の2ページ、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1議案1件を、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、岩国市に居住の方です。</p> <p>申請地は、約20年休耕地であり、申請人も高齢で遠方に居住しており今後耕作する予定もないことから、サクラ・ツバキなどの植樹をするものです。</p> <p>まず、申請地は、●●支所から南東に約1.0キロメートルに位置しており、周南市大字●●字 ●●722番1、地目は「田」で、地積は397平方メートル、同じく725番1地目は「田」で、地積は1,463平方メートル以上、2筆の合計面積は1,860平方メートルです。</p> <p>こちらが、地籍図です。</p> <p>続きまして、土地利用計画図です。</p> <p>722番1には、ツバキ・シキミなどを約15本植樹する予定です。</p> <p>725番1には、サクラ・ツバキなどを約40本植樹する予定です。</p>

	<p>現地の写真です。</p> <p>次に、農地転用許可基準について、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地に該当します。</p> <p>農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。なお、必要な書類も完備されています。</p> <p>なお、行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地が農業振興地域内の農用地であり、3月の農業委員会総会で「農業振興地域整備計画の変更について」により、ご協議いただいております。平成31年4月17日付けで、除外の許可の内定通知を受けています。</p> <p>以上です。</p>
議長（西田会長）	<p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
<p>第14番 歳光 時正委員</p>	<p>14番歳光です、農地法第4条、許可申請番号1番について、6月4日に現地において、調査を行いましたので報告を致します。</p> <p>この案件につきましては、3月の委員会の中で農用地利用改善計画の変更について審議をいただき、植樹をするための変更を了承いただいております。</p> <p>登記面積1,860平方メートルに対してサクラ、モミジ、シキビ、サザンカ、ツバキ等を植樹し、今後草刈等管理をおこなっていくという事であります。</p> <p>調査項目に従い調査を行いましたが、問題ないと思われます。</p> <p>よろしくお願ひし、報告を終わります。</p>
議長（西田会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p>
松田委員	<p>725の1の上は、田として使われるのですか。右側の上は。</p>
歳光委員	<p>725は、一筆です。</p>
松田委員	<p>上下で、全部ですか。わかりました。</p>

<p>議長（西田会長）</p>	<p>あれから上は、宅地です、残り地は、ありません。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第17号の1番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第18号を議題とします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>議案書の3ページ及び4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1議案9件を、ご説明いたします。</p> <p>まず、1番ですが、借受人は、市内で建設業を営む法人です。</p> <p>隣接する作業場が狭く車両の通行や駐車に支障を来しているため、申請地を駐車場として使用するものです。</p> <p>貸付人は、耕作しておらず、今後もその予定がないことから、今回の申請になったものです。</p> <p>まず、申請地は、●●総合支所から北東に約1.6キロメートルに位置しており、所在は、周南市大字●●字●●71番1、地目は「田」、地積は69平方メートルです。</p> <p>こちらが、地籍図です。</p> <p>続きまして、土地利用計画図です。</p> <p>現地の写真です。</p> <p>次に、農地転用許可基準について、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地に該当します。</p> <p>農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。なお、必要な書類も完備されています。</p>

<p>議長（西田会長）</p> <p>第16番</p> <p>笠井 保雄委員</p>	<p>なお、行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地が農業振興地域内の農用地であり、3月の農業委員会総会で「農業振興地域整備計画の変更について」により、ご協議いただいております。平成31年4月17日付けで、除外の許可の内定通知を受けております。</p> <p>以上です。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>16番笠井です、議案第1番について、去る6月2日、現地で申請人と会い、意思確認と現地調査をしました。</p> <p>申請地の位置・申請内容については、事務局の説明のとおりで、間違いありません。</p> <p>なお、この議案については、以前農用地除外で説明したとおりです。申請地は、地目「田」で畑として使用されておりました。</p> <p>現在休耕となっていて、作付はされていません。</p> <p>この農地は、所有者の自宅から離れていることと、高齢の為、耕作はせず、休耕となっておりました。</p> <p>申請地は、隣接する業者さんの駐車スペースが狭く、駐車場として使用したいとのことで、申請地は他の農地とは独立して、面積も狭小で農地性も低く、駐車場としての利用も他の農地の影響もなく、申請書類にも不備がなく、なんら問題ないと思われまます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
<p>議長（西田会長）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第18号の1番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>

<p>事務局次長</p>	<p>異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第18号3番を議題とします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、3番をご説明いたします。</p> <p>譲受人は、東京都新宿区に本店のある売電事業を行っている法人です。</p> <p>太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積545.27平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル444枚を設置するものです。</p> <p>申請地は、日当たりも良く、太陽光発電に適した土地形状で、公道に隣接しており、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、耕作をしておらず今回の申請になったものです。</p> <p>まず、申請地は、●●総合支所から南に約750メートルに位置しており所在は、周南市大字●●●字●●1245番1地目は「田」、地積は1,400平方メートルです。</p> <p>こちらが、分間図です。</p> <p>続きまして、土地利用計画図です。</p> <p>最後に、申請地の写真です。</p> <p>次に、農地転用許可基準について、農地区分は、水管、下水道管の2種類が埋設されている道路で、かつ、おおむね500m以内に2以上の教育施設及び医療施設のある、第3種農地に該当します。</p> <p>農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。なお、必要な書類も完備されています。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（西田会長）</p> <p>第12番 林 俊一委員</p>	<p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>12番の林です、議案第18号3番の申請について、去る6月4日に譲受人と電話で、譲渡人とは、申請地にて面談調査した結果についてご報告いたします。</p>

<p>議長（西田会長）</p>	<p>申請地は、1年前まで預けて、蕎麦の栽培をされていたのですが、その方も高齢の為、現在は荒地となっています。</p> <p>譲渡人は、相続により土地を取得したけど農業はしておらず、これからはすることは無いということで、譲渡することになりました。</p> <p>隣がアパートではありますが、近隣の住人の許可も取られていて、草刈りも譲受人が責任をもってやられることから、何ら問題もないと思われまので、よろしくご審議の程、お願いします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第18号の3番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第18号4番を議題とします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>それでは、4番をご説明いたします。</p> <p>譲受人は、広島県福山市に本店のある売電事業を行っている法人です。</p> <p>太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積546.71平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル324枚を、申請地北東側の水路管理道及び私有地を利用して、人力施工により設置、管理を行うものです。</p> <p>申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適した土地形状であり、譲渡人は高齢となり耕作管理ができないため、今回の申請になったものです。</p> <p>まず、申請地は、●●総合支所から西に約2.0キロメートルに位置しており所在は、周南市大字●●字●●●●402番1地目は「畑」、地積は1,344平方メートルです。</p>

<p>議長（西田会長）</p> <p>第15番</p> <p>原田 雅之委員</p>	<p>こちらが、地籍図です。</p> <p>続きまして、土地利用計画図です。</p> <p>最後に、申請地の写真です。</p> <p>次に、農地転用許可基準について、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地に該当いたします。</p> <p>農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。なお、必要な書類も完備されています。</p> <p>以上です。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>15番の原田です、議案第18号4番について、補足説明いたします。</p> <p>去る5月30日に現地確認、6月6日に両申請人と電話にて意思確認いたしましたのでご報告いたします。</p> <p>申請地は、現在隣地で畑を耕作されている方が草刈りを実施しており、確認時もきれいに草刈りがされておりました。</p> <p>周囲は畑及び休耕農地で、譲渡人の話では、申請地は石が多く過去一部は畑作をしていたものの、今では10年以上も耕作していないとのことでした。</p> <p>実際、肥土もほとんどなく、小石を敷き詰めたような状態でした。</p> <p>譲渡人は、高齢になり管理が困難で、これからも隣接地を耕作している人に草刈りを依頼して管理していこうと思っていたのですが、この度譲受人の申出に応じて譲渡したいということでした。</p> <p>譲受人は、売電用太陽光発電システムを県内外で多く展開しており、障害物もなく日当たりも良好で、発電効果を十分発揮できる申請地に設置したいとのことでした。</p> <p>事業計画にあたり、申請地周辺住人への説明を行い、施工は防草シートを二重に敷いてパネルを設置するというので、それでも生えてくる草に関しては、草刈りに入るということでした。</p> <p>設置パネルの高さも約1メートル程度で、隣接地の畑にも影響がないと考</p>
--	--

<p>議長（西田会長）</p>	<p>えます。</p> <p>譲渡人は、意思確認の中で今後のことを考えると、土地が有効に活用されることが、良かったと考えておられる様子でした。</p> <p>事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査しましたが、特に問題ないと考えます。</p> <p>ご審議の程をよろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第18号の4番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第18号5番を議題とします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>それでは、5番をご説明いたします。</p> <p>譲受人は、広島県福山市に本店のある売電事業を行っている法人です。</p> <p>太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積569.17平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル360枚を設置するものです。</p> <p>申請地は、日当たりも良く、太陽光発電に適した土地形状で、公道にも接続しており、譲渡人は高齢であり、耕作管理ができないため、今回の申請になったものです。</p> <p>まず、申請地は、●●総合支所から南東に約390メートルに位置しており所在は、周南市大字●●●字●●●3, 316番1地目は「田」、地積は1,715平方メートルです。</p> <p>こちらが、分間図です。</p>

<p>議長（西田会長）</p> <p>第13番</p> <p>竹安 昌巳委員</p> <p>議長（西田会長）</p>	<p>続きまして、土地利用計画図です。</p> <p>最後に、申請地の写真です。</p> <p>次に、農地転用許可基準について、農地区分は、水管、下水道管の2種類が埋設されている道路で、かつ、おおむね500m以内に2以上の教育施設及び医療施設のある、第3種農地に該当します。</p> <p>農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。なお、必要な書類も完備されています。</p> <p>以上です。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>13番の竹安です、議案第18号5番について、報告をいたします。</p> <p>申請地は、先ほど事務局説明のとおりです。</p> <p>現況は、隣接する境界境1メートル程度は草刈りされていました。</p> <p>中は、草が立った状態でした。</p> <p>6月3日に譲受人、譲渡人に意思確認を行いました。</p> <p>まず、譲渡人は、平成26年に相続したものの長期間休耕状態で荒廃し、近隣の迷惑を考え、年1、2回の草刈りを行ってきたが、遠方に居住していることや高齢となり、今後の維持管理が困難で、今回売却することにしたとのことでした。</p> <p>譲受人は、先程の説明にありましたように、日照量や塩害対策工事が不要なこと、公道に面している事など適地と考え購入することとした。</p> <p>太陽光パネルを360枚、パワコン容量は49.5キロワットで、雨水は、農業用排水路へ自然放流、取得地全面へ防草シートを二重敷きし、隣接への影響は無いものと思われます。</p> <p>その他、資金計画書、土地利用計画図も添付され、支障ないものと思料されます。</p> <p>ご審議の程宜しく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
--	--

事務局次長

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号の5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号6番を議題とします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

それでは、6番をご説明いたします。

借受人は、市内に本店のある売電事業を行っている法人です。

太陽光発電事業を行うために申請地を借り受け、パネル設置面積584.50平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル360枚を設置するものです。

申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適した土地形状で、公道に接しており、貸付人は農地として利用はなく、土地の有効活用のため、今回の申請になったものです。

まず、申請地は、●●総合支所から東に約4.0キロメートルに位置しており所在は、周南市大字●●●字●●●84番1地目は「田」、地積3,240平方メートルの内1,180平方メートルの転用を予定しています。

こちらが、地籍図です。

次に、求積図です。

続きまして、土地利用計画図です。

最後に、申請地の写真です。

次に、農地転用許可基準について、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると

<p>議長（西田会長）</p> <p>第14番</p> <p>歳光 時正委員</p>	<p>判断いたします。なお、必要な書類も完備されています。</p> <p>以上です。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>14番歳光です、番号6について、6月4日に、現地調査を行いましたので報告を致します。</p> <p>当日は、借主、貸主とも所有でお合い出来ませんでしたので、電話で確認を行いました。</p> <p>現地は、永年にわたり不耕作地であります農地3, 240平方メートルの内1, 180平方メートルに太陽光発電設備、パネル数360枚出力49.5キロワットを設置するものであります。</p> <p>そして、周りにフェンスを設置するものです</p> <p>また、25年間の一時利用で終了後、原状回復を行うということです。</p> <p>調査項目に従って調査を行いました、山と小川に挟まれた土地であり問題ないと思います。</p>
<p>議長（西田会長）</p> <p>事務局次長</p>	<p>よろしくご審議いただき、報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の6番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第18号の6番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第18号7番を議題とします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、4ページをご覧ください。</p> <p>続いて、7番を、ご説明いたします。</p>

<p>議長（西田会長）</p> <p>第6番</p> <p>徳本 勉委員</p> <p>議長（西田会長）</p>	<p>譲受人は、市内に在住の方です。</p> <p>自宅へ至る進入路が狭いため、車両が通行できるよう4m幅に拡幅したい旨を譲渡人へ申し出たところ、協力するとのことで、譲渡人の所有する土地の一部に地役権を設定するため、今回の申請になったものです。</p> <p>まず、申請地は、●●支所から東に約820メートルに位置しており、所在は、周南市大字●●字●●739番1地目は「田」、地積679平方メートルの内33.53平方メートルの転用を予定しています。</p> <p>こちらが、分間図です。</p> <p>続きまして、土地利用計画図です。</p> <p>最後に、申請地の写真です。</p> <p>次に、農地転用許可基準について、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地に該当します。</p> <p>農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。なお、必要な書類も完備されています。</p> <p>以上です。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>徳本です、6月9日に現地を確認しました。</p> <p>特に問題になる点は、発見できませんでした、以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の7番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第18号の7番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、7番は許可と決定いたします。</p>
--	---

<p>事務局次長</p>	<p>続きまして、議案第18号8番を議題とします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、8番をご説明いたします。</p> <p>借受人は、当該地域の運営団体の役員の方です。</p> <p>現在の駐車場では、台数不足であるため、申請地を駐車場として使用するものです。</p> <p>貸付人は、千葉県の居住であり、現在耕作しておらず、今後もその予定がないことから、今回の申請になったものです。</p> <p>まず、申請地は、●●支所から南に約860メートルに位置しており所在は、周南市大字●●字●●●2，742番1地目は「田」、地積は1，199平方メートルです。</p> <p>こちらが、分間図です。</p> <p>続きまして、土地利用計画図で、駐車台数は、21台の予定です。</p> <p>最後に、現地の写真です。</p> <p>次に、農地転用許可基準について、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地に該当します。</p> <p>農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。なお、必要な書類も完備されています。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（西田会長）</p> <p>第3番</p> <p>高橋 恵委員</p>	<p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>3番高橋です、8番について補足説明いたします。</p> <p>6月1日に譲受人、譲渡人の叔父と現地にて確認しましたので報告します。</p> <p>尚、譲渡人は遠方に居住しておりますが、譲渡人の叔父が近隣に居住しており、申請地の維持管理をまかされており、今回の申請にも代理人として委任されております。</p> <p>譲受人の協議会は●●地区で唯一の販売所で、日用品・地域の野菜・梨・ぶどうなどを販売しています。</p>

<p>議長（西田会長）</p>	<p>また、地域のコミュニティーも運営に関わっており、地域の拠点としての役割もあり、イベントなどもおこなっています。</p> <p>こうしたイベントの時や収穫の繁忙期には駐車場が不足するなどしてありました。</p> <p>申請地は譲受人の協議会の駐車場と隣接しておりまして、40年くらい耕作されておらず、荒廃しておりましたが、27年に果樹を植えるということで、土地改良届けを出され、栗をうえておられました。</p> <p>今後、申請地が駐車場として活用できれば来客数の確保もでき、販売所や地域も活性化されると思われます。</p> <p>以上です、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の8番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第18号の8番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、8番は許可と決定いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>続きまして、議案第18号9番、10番についてですが、譲受人が同一で土地も近隣ということで、一括して、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、9番及び10番は、一括してご説明いたします。</p> <p>譲受人は、市内の不動産業を営む法人です。</p> <p>道路や住宅を建築するための建築資材や工事車両を置く用地として利用するものです。</p> <p>何れの譲渡人も、申請地を何年も耕作しておらず、今後も耕作する予定がないことや、譲受人からの要望があったことから、今回の申請になったものです。</p>

<p>議長（西田会長）</p> <p>第8番</p> <p>弘中 壽委員</p>	<p>なお、9番と10番は一体的利用を予定しています。</p> <p>まず、申請地は、●●支所から東に約600メートルに位置しており所在は、9番が周南市大字●●字●●1829番1地目は「田」、地積は114平方メートル、10番は同じく1830番2地目は「田」、地積は1,103平方メートルです。</p> <p>こちらが、分間図です。</p> <p>続きまして、土地利用計画図です。</p> <p>なお、9番と10番の申請地と合わせた利用計画では、土砂300立方メートル、工事車両4台、建築資材を予定しています。</p> <p>最後に現地の写真です。</p> <p>なお、本件は平成31年3月から4月にかけて既に着手しており、無断転用にあたりますので、農地法を遵守する旨の始末書が、令和元年5月23日付けで提出されています。</p> <p>次に、農地転用許可基準について、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地に該当します。</p> <p>農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。なお、必要な書類も完備されています。</p> <p>以上です。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>8番弘中です、9番及び10番について、去る6月3日、譲受人とは現地立ち会い、譲渡人とは6月4日に、それぞれ電話にて申請に係る諸事項について聞き取り調査致しました。</p> <p>譲受人は、工事車両や建築資材の仮置場が必要になったので申請取得しようとするものです。</p> <p>現地申請には、すでに土が盛られております。</p> <p>これに対して、申請に当たって5月23日付で、始末書が提出されております。</p>
--	--

<p>議長（西田会長）</p>	<p>以上、調査の結果を報告致します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の9番及び10番の案件につきまして、一括して質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>はい、歳光委員。</p>
<p>歳光委員</p>	<p>今、無断転用の始末書を出されたという案件がありますけど昔、旧●●町で土木業者が無断転用した場合、盛った泥を全部退けさした、一部集めたのでも、始末書を書かせたという話がございます。</p> <p>実際にやったこともございますが、無断転用の対応について伺います。</p> <p>無断転用した場合には罰則規定はあるのですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>原状回復などの措置という形は、あろうかと思えます。</p>
<p>歳光委員</p>	<p>現在どれだけの土量を入れている。</p>
<p>事務局長</p>	<p>300立方メートルです。</p>
<p>議長（西田会長）</p>	<p>（無断転用についての発言多数）</p> <p>一応、弘中さん現地調査をされたのですが、転用許可の判断について、詳細な状況確認を要するため、検討させていただくのはどうでしょうか、採決は見送りということで、来月になるか分かりませんが、協議が整ったなかでまた、再提出にさせていただいたらと思えます。</p> <p>すみません、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第19号を議題とします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>それでは、議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>議案第19号「農地転用事業計画変更申請承認について」を、ご説明いたします。</p> <p>本件は、昨年6月8日の総会において、ご審議ご承認いただき6月28日付け指令周農委第5号の11で許可されました農地法第5条許可申請に伴う事業計画のうち、工事の期間を変更するものです。</p> <p>平成30年6月28日から令和元年6月27日までのところを2年間延長し、工期の終わりを、令和3年6月27日までに変更する「事業計画変更申</p>

請」になります。

なお、本件の所在地は、大字●●●字●●●2874番4で、地積は1, 117平方メートル内容といたしましては、駐車場用地とするものです。

申請地を確認し、申請人に聴き取りを行った内容は次のとおりです。

この度申請の駐車場の増設については、数年前から隣接する裏山に永代供養塔の建設計画と並行しての計画であり、その建設地を造成する際に発生する土を駐車場用地の埋立土として活用する予定でした。

ところが、永代供養塔の建設計画において、門徒や工事請負業者の協議・調整に多くの時間を要し、計画に大幅な遅れを生じたことから、永代供養塔用地の工事も遅れることとなり、更には本件事業も遅れるという経緯により、この度の計画変更が申請されております。

今後の予定として、申請者と工事請負業者との協議の結果、本年8月から工事に着手するというを確認しており、変更後の工程表及び造成工事等の仮契約書の写しも提出していただいております。

以上です。

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

13番竹安です、議案第19号1番「事業計画変更申請」について、事務局より説明のありましたように、事業計画の内、工事の期間を変更するものであります。

申請に基づき、6月3日に現場確認と申請者の聞き取り調査を行いましたので報告します。

申請地の現状は、昨年申請時と変わらず、多少の草ができた状態で、管理されておりました。

申請者の聞き取り調査では、先程の事務局とダブるかもしれませんが、数年前より裏山に永代供養塔の建設計画が進行中であり、この建設地造成の出土を駐車場用地への埋立土として、活用する予定であったが、用地造成工事の着手がかなわず、今回の工事期間の延長の変更申請を提出することとなったとのことでした。

議長（西田会長）

第13番

竹安 昌巳委員

<p>議長（西田会長）</p>	<p>工事にかかる業者との協議・調整を図り、本年8月より、造成工事着手ということで請書を結んだということをごさいますて、合せて駐車場の埋立、造成も8月には着手する予定である。</p> <p>なお、「当初計画通りに実施できず、ご迷惑おかけし、誠に申し訳ございません。」とのことでした。</p> <p>工程表や請書を見ましたので、工事期間の延長により確実に計画実施されると思われます。</p> <p>ご審議の程、宜しくお願ひします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の議案19号の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第19号につきまして、採決を行います。</p> <p>承認とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、議案第19号は承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第20号及び議案第21号を一括して議題といたします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の6ページ及び7ページ、議案第20号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認について」及び議案第21号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の認定について」を、一括してご説明いたします。</p> <p>別紙1及び別紙2をご覧ください。</p> <p>平成21年1月23日付で、農林水産省より、「農業委員会の適正な事務実施について」という通知の中で、「農業委員会は、活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を行うものとする。」と定められ、「ホームページ等により公表するものとする。」とされ、平成22年度から各農業委員会に作成公表が義務付けられたものです。</p>

<p>議長（西田会長）</p>	<p>内容について詳細な説明は、省略させていただきますが、前年度、自ら実施したことについての自己評価と、今年度どういうことをするか、活動するか の計画策定を行うものです。</p> <p>ご承認いただければ、6月末までにホームページで公表、7月15日まで に県へ提出のスケジュールとなります。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の議案第20号及び議案第21号につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（面積等について数値に疑義あり）</p> <p>ご異議をいただいたことを事務局で踏襲して、精査の数字をまとめて出す ということにしましょう。</p> <p>20号、21号はこのまま保留で置きます。</p> <p>続きまして、議案第22号を議題といたします。事務局より議案の説明を お願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の8ページ、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規 定による農用地利用集積について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定 により、周南市長より別紙のとおり、周南市農用地利用集積計画が提出され たので、委員会の決定を求める。</p> <p>令和元年7月1日 提出 周南市農業委員会 会長 西田 孝美</p> <p>別添の、別紙3「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。</p> <p>この議案につきましては、農林課の原田主査が来ておられますので、説明 を受け、その後、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますので、よろ しくお願いいたします。</p> <p>それでは、原田主査、お願いいたします。</p>
<p>農林課 原田主査</p>	<p>4月より担当になりました、農林課の原田と申します。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第22号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農 用地利用集積計画について、ご説明させていただきます。</p>

<p>議長（西田会長）</p> <p>松田委員</p> <p>農林課 原田主査</p> <p>松田委員</p> <p>議長（西田会長）</p>	<p>本日は4月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。</p> <p>本会でのご審議、ご決定をいただきまして、7月1日の公告となるものでございます。</p> <p>内容につきましては、向道地区・中須地区・三丘地区・巢山地区・長穂地区・八代地区の6地区におきまして14件、31筆の案件でございます。</p> <p>その内、農地中間管理機構への貸付が、長穂地区、八代地区の2地区におきまして6件、15筆の案件でございます。</p> <p>農地中間管理機構からの転貸先といたしましては、番号1番から5番の農地が農事組合法人●●、番号6番が農事組合法人●●●●●●●●●●となっております。</p> <p>説明は、以上となります。</p> <p>ご審議をよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の議案22号の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>6ページの間管理機構に預けられた、2番目があるでしょう、●●●さん、これは、●●ではないですか。</p> <p>●●●さんで間違いありません。</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第22号につきまして、採決を行います。</p> <p>認定とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。以上で、審議案件は終了いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第25号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。</p>
---	--

<p>事務局長</p>	<p>議案書の9ページ、報告第25号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件です。</p> <p>内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議長（西田会長）</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>以上で報告第25号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第26号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の10ページ、報告第26号「非農地証明について」、現況が農地以外になっている土地について、地目変更の登記のために交付する証明書です。</p> <p>今回は6件で、内容は記載のとおりで、現地、書類も含め完備していましたので、事務局長専決により、確認及び証明をしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議長（西田会長）</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>以上で報告第26号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第27号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の11ページ、報告第27号「農地の転用の制限の例外による届出について」、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、許可は要しないとされているものです。</p> <p>今回は1件で、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議長（西田会長）</p>	<p>以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、令和元年第6回周南市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会（午前11時40分）</p>

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和元年6月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 藤 井 孝

委 員 藤 原 典 子